

別添 1

施設整備事業の事務、補助対象事業費等の取扱い

1 施設整備事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体等は、事業実施計画等に基づき施設整備事業を実施しようとするときは、あらかじめ理事会（事業実施主体等により、取締役会その他相応の機関と読み替えるものとする。以下同じ。）の議決等所要の手続を行った上で、実施設計書を作成するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体等がその作成能力を十分に有しない場合には、設計事務所等に委託し又は請け負わせて作成するものとする。ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体等における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 施設整備事業の施行方法

施設整備事業は、次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一つの事業については一つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、一つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして、二つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体等は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な遂行を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により、工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、

工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体等は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由、選定方法等を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体等は、入札等の終了後、速やかにその結果を別記様式第1号により、理事長に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとするが、aの場合にあつては、競争入札に付し難い理由を明確にしておくものとする。また、b又はcに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体等が農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等である場合であつて、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体等の総会等の同意を得るなどの手続を行う場合
- b 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体等は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体等は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体等は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に

竣工検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体等は、工事の委託先を定め、受託者に実施計画書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完了させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行に係る工事の指導監督、検査、引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体等である農業協同組合又は農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体等に引渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体等及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期すものとする。

（ア）代行施行の選択

事業実施主体等は、代行施行を選択する場合は、別記様式第2号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続きを行うものとする。

（イ）代行者の選択

代行施行契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由、選定方法等を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体等は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第1号により、理事長に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとするが、a又はbに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体等及び受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体等及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体等に通知するものとし、事業実施主体等及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者、機械・施設の製造請負人の選定は、事業実施主体等及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体等は、施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第1号により、理事長に報告するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体等と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠蔽により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合は試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内に竣功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体等に引き渡すものとする。この場合において、竣功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体等は、受託代行者から機械施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含め精算を行うものとする。

2 施設整備事業費の内容及び構成

- (1) 施設整備事業費の内容は、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費とするものとする。
- (2) 施設整備事業費の構成は、別表第1を標準とし、具体的な補助対象範囲等は、事業ごとの要綱の定めるところによるものとする。

3 施設整備事業費の積算及び取扱い

施設整備事業費は、それぞれの施行方法に応じ、以下により積算するものとする。

また、一つの事業が二以上の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、施設整備事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

- (ア) 工事費は、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工

事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

(イ) 工事価格の積算は、原則として、国土交通省が定める官庁営繕関係統一基準に準じて行うものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、以下の a 及び b に該当する場合に、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

a 請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体等が、代行施行にあつては受託代行者が、それぞれ請負人等に対し、原則として無償で支給する工事材料費であること。

b 原則として、工事材料の支給が工事費を低減させるものであること。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第 2 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表第 3 に掲げる現場管理費及び別表第 4 に掲げる一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税の税率を乗じて得た金額と、当該金額に地方税法（昭和

25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額とするものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、補助の対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体等が事業を施行するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表第5に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

(5) 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とするものとする。また、その上限額は2千万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

なお、以下のアからウまでの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。ただし、特許権に係る設備の場合は、以下の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 補助金の交付の決定を受けた施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

別添 1 の別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

入 札 結 果 報 告 ・ 着 工 届

このことについて、下記のとおり入札の結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名		
施 行 方 法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入 札 立 会 者 の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入 札 執 行 回 数	回	
落札業者名（契約業者名）		

契約価格（税込）	円
着 工 住 所	
着 工 年 月 日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工 事 監 理 者	
契 約 年 月 日	年 月 日
入札結果等の公表方法	
備 考	年 月 日付け 第 号 交付決定通知

- 注) 1 「施行方法」欄及び「施行業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合「未公表」と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は「年 月 日 第 号交付決定前着工届」と記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
- 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

別添 1 の別記様式第 2 号

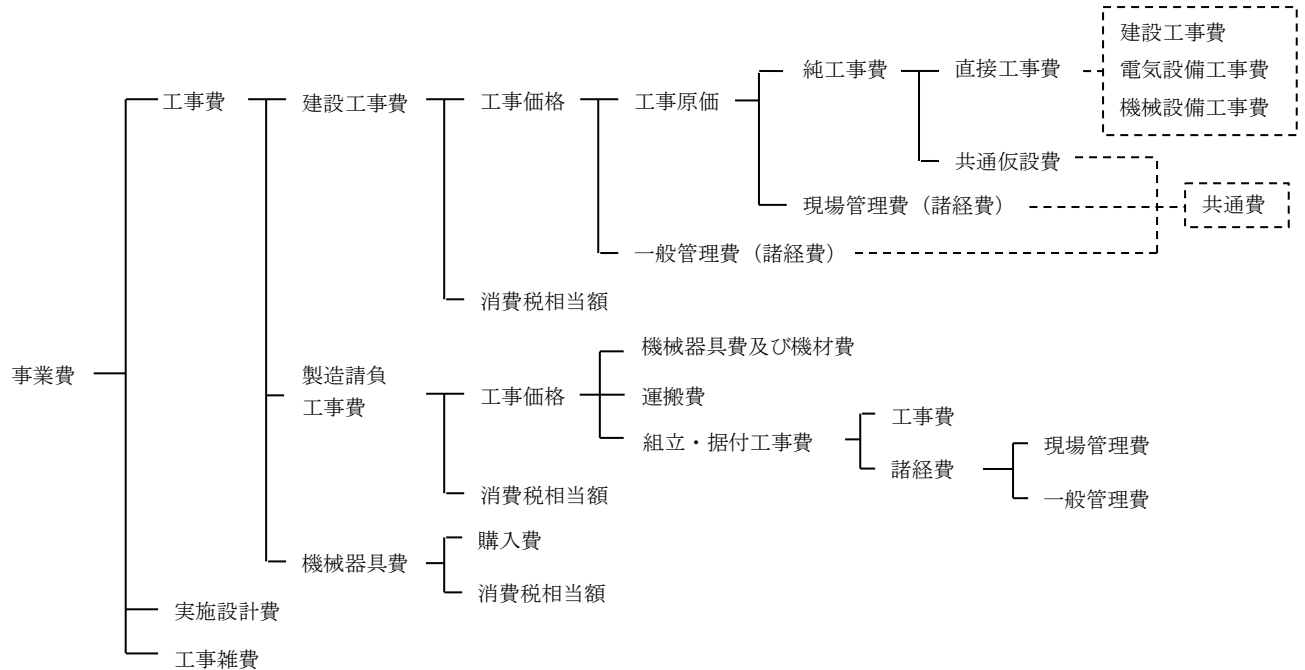
代行施行によることの理由の確認表

業務内容		検討内容
1 代行施行管理 (建設工事)	(1) 実施計画書の作成又は検討	(※製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することになるので、理由は不要)
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体等が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体等が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ 竣功検査、引渡し	事業実施主体等が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体等が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由
2 製造請負管理 (製造請負工事)	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体等が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体等が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ 竣功検査、引渡し	事業実施主体等が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由 事業実施主体等が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由

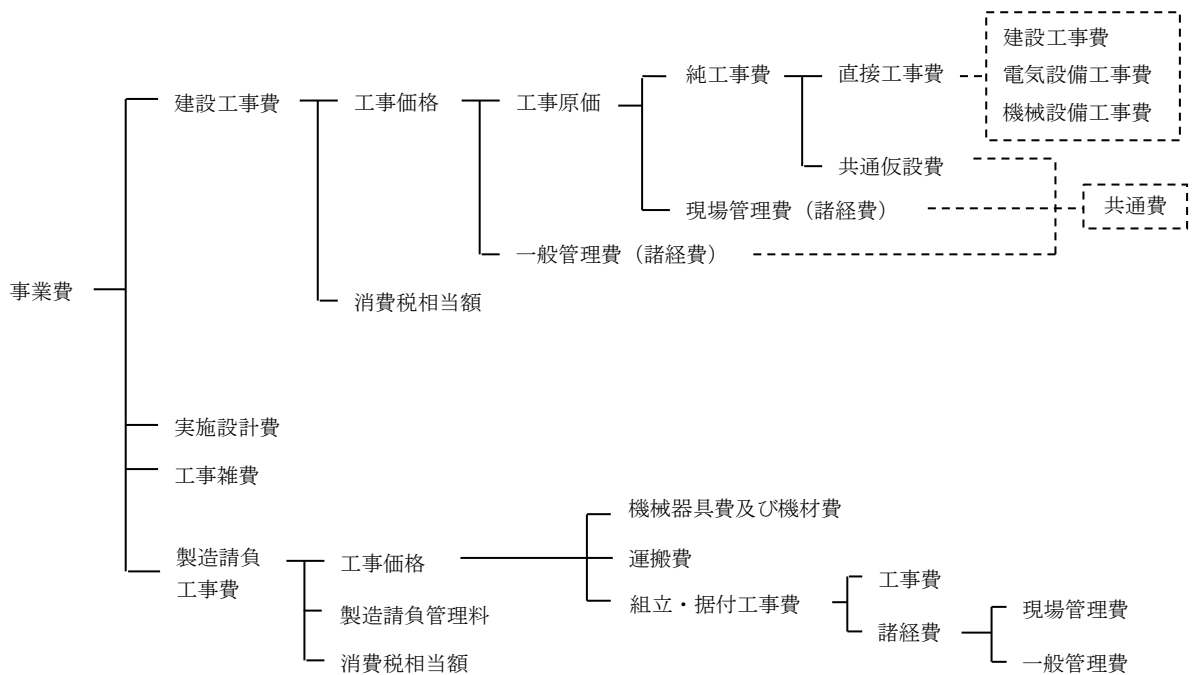
別表第1

施設整備の事業費構成の標準

ア 請負施行の場合



イ 代行施行の場合



別表第 2 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第3 現場管理費

項 目	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に対する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第4 一般管理費

項 目	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待及び慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付金
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置及び事務用品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第5 工事雑費

項 目	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料等とする。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使 用 料 及 び 賃 借 料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代 行 施 行 管 理 料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料